笹目川流域水害対策協議会　規約

（名称）

第１条　本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第７条１項の規定を参考に組織し、「笹目川流域水害対策協議会」（以下「協議会」）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、近年、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化していることから、笹目川流域において、河川や下水道の整備、また雨水の流出抑制対策や土地利用等を含め、あらゆる関係者が協働して行う総合的な浸水被害対策を効果的かつ円滑に推進するため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議や流域水害対策計画の実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、別表の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。

２　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３　協議会は、第１項による者のほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。

４　協議会にはオブザーバーを置くことができる。

（協議会の実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

２　笹目川流域水害対策計画の策定及び変更に関する協議

３　上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整

４　その他、上記計画に関して必要な事項

（会議の公開）

第５条　協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第６条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（実務者会議）

第７条　協議会は、第４条の実施事項を行うにあたり、協議会の下に実務者会議を設置する。

２　実務者会議は、協議会の構成員が属する組織の者により構成する。

３　実務者会議は、第２項による者のほか、必要に応じて別表の職にある者以外の者の実務者会議への参加を求めることができる。

４　実務者会議にはオブザーバーを置くことができる。

５　実務者会議は、原則として非公開とし、実務者会議の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

６　本規約に定めるもののほか、実務者会議の運営に関し必要な事項は、実務者会議が定める。

（事務局）

第８条　協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

２　事務局は、埼玉県県土整備部河川砂防課が行う。

（雑則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１０条　本規約は、令和８年４月２４日から施行する。

別表

笹目川流域水害対策協議会　構成

組織名	協議会	実務者会議
さいたま市	市長	建設局下水道河川部河川課 建設局下水道河川部下水道計画課 建設局下水道河川部下水道維持管理課
戸田市	市長	水安全部河川課 水安全部下水道施設課
埼玉県	県土整備部長	河川砂防課 さいたま県土整備事務所
	農林部長	森づくり課
	都市整備部長	都市計画課 市街地整備課 公園スタジアム課 建築安全課 大宮公園事務所
	下水道局長	下水道事業課
国土交通省 関東地方整備局	荒川上流河川事務所長	流域治水課
	荒川下流河川事務所長	流域治水課